



第 10-1 図

3 加圧送水装置

加圧送水装置は、規則第 22 条第 10 号の規定によるほか、次によること。

(1) ポンプ方式の加圧送水装置の場合

① 設置場所、機器及びポンプの併用等

規則第 22 条第 9 号の規定によるほか、第 2 屋内消火栓設備 4.(1).①から③を準用すること。

② ポンプ性能等

ア ポンプの吐出量

規則第 22 条第 10 号ハ(イ)の規定によるほか、次によること。

(ア) 他の消防用設備等とポンプを兼用する場合は、第 2 屋内消火栓設備 4.(1).④.

ア.(ア) 及び(イ)を準用すること。

(イ) 令第 19 条第 1 項の規定により設置する棟が異なる防火対象物(管理権原が同一の場合に限る。以下同じ。)で、ポンプを兼用する場合は、第 2 屋内消火栓設備 4.(1).④.ア.(イ)を準用すること。

イ 全揚程等

規則第 22 条第 10 号ハ(ロ)の規定によるほか、配管の摩擦損失計算等は、第 2 屋内消火栓設備 11 を準用すること。

(2) 高架水槽方式の加圧送水装置の場合

① 設置場所、機器及び設置方法

規則第 22 条第 9 号の規定によるほか、第 2 屋内消火栓設備 4.(2).①から③(イを除く。)を準用すること。

② 高架水槽性能等

規則第 22 条第 10 号イの規定によるほか、配管の摩擦損失計算等は、第 2 屋内消火栓設備 11 を準用すること。

(3) 圧力水槽方式の加圧送水装置の場合

① 設置場所、機器及び設置方法

規則第 22 条第 9 号の規定によるほか、第 2 屋内消火栓設備 4.(3).①から③(ウを除く。)を準用すること。

② 圧力水槽性能等

規則第 22 条第 10 号ロの規定によるほか、配管の摩擦損失計算等は、第 2 屋内消火栓設備 11 を準用すること。

(4) 放水圧力が規定圧力を超えないための措置

規則第 22 条第 1 項第 10 号ニに規定する放水圧力が 0.6MPa を超えないための措置は、第 2 屋内消火栓設備 4.(4)を準用すること。

なお、操作性を考慮し放水圧力は、0.3MPa～0.4MPa が望ましい。◆

4 水源水量

(1) 水源は、第 2 屋内消火栓設備 5.(1)を準用すること。

(2) 水量

令第 19 条第 3 項第 3 号によるほか、次によること。

① 他の消防用設備等と水源の水槽を兼用する場合にあっては、前 3.(1).②.ア.(ア)により算出して得た吐出量に対して必要とされる水量とすること。

② 令第 19 条第 1 項の規定により設置する棟が異なる防火対象物(管理権原が同一の場合に限る。以下同じ。)で、水源の水槽を併用又は兼用する場合は、前 3.(1).②.ア.(イ)により算出して得た吐出量に対して必要とされる水量とすること。

③ 消防用水(防火水槽を含む)は、災害時、消防隊が使用することから兼用しないこと。

(3) 水量の確保◆

第 2 屋内消火栓設備 5.(3)を準用すること。

(4) 水源水槽の構造

第 2 屋内消火栓設備 5.(4)を準用すること。

5 配管等

(1) 機器

第 2 屋内消火栓設備 6.(1)を準用すること。

(2) 設置方法◆

第 2 屋内消火栓設備 6.(2)から(4)を準用するほか、次によること。

① 主管は呼び径 65A 以上とし、補助用高架水槽から主管までの配管は、呼び径 50A 以上とすること。

② 補助用高架水槽の容量は、500ℓ 以上とすること。

③ 連結送水管の主管と兼用する場合は、消火栓の放水圧が 0.6MPa を超えないこと。

6 起動装置

規則第 22 条第 10 号ホの規定によるほか、第 2 屋内消火栓設備 7 を準用すること。

なお、第 2 屋内消火栓設備 7.(2).①に示す起動用水圧開閉装置の圧力設定は、 $H1 + 0.3$ (MPa) とすること。

7 非常電源及び配線等

第 2 屋内消火栓設備 8 を準用すること。

8 貯水槽等の耐震措置

第 2 屋内消火栓設備 9 を準用すること。

9 消火栓箱等

(1) 機器

消火栓箱等は、扉の開閉方向及び開放角度が避難上、操作上に支障がないようにするほか、次によること。

- ① 屋外消火栓は、地上式とし、かつ、放水口のホース接続口は、原則として、屋外消火栓箱の内部に設置すること。◆
- ② 消火栓開閉弁は、規則第 22 条第 1 号の規定によるほか、次によること。
 - ア 材質及び構造は、第 2 屋内消火栓設備 10.(2).①.アを準用すること。
 - イ 放水口のホース接続口は、「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」（平成 25 年総務省令第 23 号）に規定するものとする。
 - ウ 前イの放水口のホース接続口は呼称 50 又は 65 に適合する差込式の差し口とすること。◆
- ③ 消火栓箱の構造は、第 2 屋内消火栓設備 10.(2).①.イを準用するほか、扉の表面積は 0.8 m²以上とすること。
- ④ ホースは、前②.イの放水口のホース接続口に結合できる呼称 50 又は 65 の長さ 20m 以上のものを 2 本以上設置すること。◆
- ⑤ ノズルは、第 2 屋内消火栓設備 10.(2).①.エ.(ア)を準用すること。ただし、口径は呼称 19 mm 以上とし、噴霧切替式(回転式)とすること。

(2) 灯火及び表示

規則第 22 条第 3 号及び第 4 号の規定によるほか、次によること。

- ① 消火栓箱及び消火栓の標識は、第 27 標識によること。
- ② 消火栓の位置を明示する赤色の灯火を、次により設けること。◆

なお、当該赤色の灯火が加圧送水装置の始動により点滅する場合は、規則第 22 条第 3 号に規定する表示灯と兼ねることができる。

 - ア 消火栓の直近又は消火栓箱の上部に設けること。
 - イ 赤色の灯火の有効投影面積は、直径 60 mm 以上又はこれに相当する面積以上とし、かつ、側面の面積は、前面投影面積の 4 分の 1 以上の有効投影面積を有するものとする。また、平面型（薄型）又はリング型の赤色の灯火についても使用できるものとする。

10 表示及び警報

第 2 屋内消火栓設備 13 を準用すること。

11 総合操作盤

第 2 屋内消火栓設備 14 を準用すること。